

## 役員等の報酬等に関する規程

|                 |    |
|-----------------|----|
| 2011 年 11 月 2 日 | 制定 |
| 2012 年 4 月 1 日  | 施行 |
| 2013 年 1 月 1 日  | 改定 |
| 2018 年 2 月 1 日  | 改定 |
| 2020 年 1 月 1 日  | 改定 |
| 2025 年 11 月 1 日 | 改定 |
| 2026 年 8 月 1 日  | 改定 |

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人あいちF G 教育文化財団定款第13条の規定に基づく「評議員に対する報酬等の支給の基準」並びに定款第27条の規定に基づく「理事及び監事に対する報酬等の総額及び報酬等の支給の基準」について定めることを目的とする。

### (理事及び監事に対する報酬等の総額)

第2条 理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 100 万円
- (2) 監事 10 万円

### (報酬等の支給の基準及び方法)

第3条 理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）が、次の各号に掲げる業務等に従事したときは、その都度、日当として別表に掲げる金額を支給する。ただし、役員等があいちフィナンシャルグループ関係各社の役職員である場合は支給しないものとする。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 上記(1)(2)以外の諸会議への出席
- (4) 各式典への出席

なお、同日に複数の業務等に従事した場合は、重複して支給しないものとする。

### (規定の改廃)

第4条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表 日当の額（源泉所得税控除後）

| 業務等の種類       | 日当（日額）   |
|--------------|----------|
| 理事会への出席      | 10,000 円 |
| 評議員会への出席     | 10,000 円 |
| 上記以外の諸会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の複数会議への出席  | 10,000 円 |
| 各式典への出席      | 10,000 円 |